

(仮称) 新潟市犯罪被害者等支援推進計画案に対する 市民意見募集結果について

(仮称) 新潟市犯罪被害者等支援推進計画案について、貴重なご意見をお寄せいただき、誠にありがとうございました。

いただいたご意見に対する市の考え方をまとめましたので、結果を公表します。

■意見募集期間

令和4年12月19日（月曜）～令和5年1月20日（金曜）

■結果公表日

令和5年3月1日

■広報手段

- ・市報にいがた、市ホームページに掲載
- ・市政情報室、市民生活課（担当課）、各区役所、各出張所、中央図書館（ほんぽーと）にて資料の閲覧、配布

■ご意見の提出状況、素案の修正

- ・意見提出者数：3名（提出方法：電子メール2、窓口へ持参1）
- ・意見総数：23件
- ・案の修正：9件

■結果公表場所

募集の結果は市ホームページのほか、次の場所で閲覧できます。

（閉庁日、休館日は除きます）

- ・市政情報室（市役所本館1階）
- ・市民生活課（市役所本館1階）
- ・各区役所（資料の設置場所は各区地域課・地域総務課へお問い合わせください）
- ・各出張所
- ・中央図書館（ほんぽーと）

■問い合わせ先

新潟市 市民生活部 市民生活課（市役所本館1階）

〒951-8550 新潟市中央区学校町通1番町602番地1

電話：025-226-1110 FAX：025-223-8775

E-mail：shiminseikatsu@city.niigata.lg.jp

(仮称) 新潟市犯罪被害者等支援推進計画案への意見と市の考え方

意見募集期間：令和4年12月19日（月）から令和5年1月20日（金）

意見提出者数：3名

意見提出件数：23件（計画案の修正9件）

ご意見及びご意見に対する市の考え方

番号	意見箇所	意見内容	ご意見に対する市の考え方	案修正
1	全体	<p>新潟市犯罪被害者等支援条例（以下「条例」という。）第8条第2項においては、計画に「犯罪被害者等支援に関する基本方針」、「犯罪被害者等支援に関する具体的な施策」のほかに第3号で「前2号に掲げるもののほか、犯罪被害者等支援を推進するために必要な事項」を定めるとされていますが、これに該当する事項について記載がありませんでした。今期計画にそのような事項がないのであれば、いずれかの箇所に「今期の計画においては犯罪被害者等支援に関する基本方針及びこれに関する具体的な施策のほかには犯罪被害者等支援を推進するために必要な事項はありません。」などの記載が必要ではないでしょうか。</p> <p>【理由】 条例第8条第2項が計画に掲げる事項について定めるものとするとして各号において具体的な内容を列記しているため</p>	<p>条例第8条第2条第3号で定める「前2号に掲げるもののほか、犯罪被害者等支援を推進するために必要な事項」としては、計画の「第5 進行管理」が該当します。</p>	なし
2	7ページ 3 重点課題 (2)犯罪被害者等の支援ニーズの把握及び支援施策拡充	<p>【修正文】</p> <p>ア)「新潟市犯罪被害者等支援推進会議」による意見聴取 犯罪被害者等のための支援施策は、・・・・・・・・「新潟市犯罪被害者等支援推進会議」による意見聴取、アンケート等による支援ニーズの把握に努め、意見の反映を図ります。</p> <p>イ)アンケートの実施 アンケートの実施については、事件直後から現在に至る各段階において、犯罪被害者等が必要とされている支援や地方公共団体に求められる支援施策等を把握することを目的に、年度内に1回、犯罪被害者等のニーズに関するアンケート調査を実施し、支援施策への反映を図ります。</p>	<p>ご指摘の意見を踏まえ下記の通り修正します。</p> <p>犯罪被害者等のための支援施策は、・・・・・・・・実施される必要があります。 そのため、条例第9条に基づき設置された「新潟市犯罪被害者等支援推進会議」による意見聴取、犯罪被害者等のニーズに関するアンケート調査を実施し、支援施策への反映を図ります。</p>	あり

		<p>【理由】</p> <p>犯罪被害者等の各種支援施策を樹立する際に、支援ニーズの把握は欠かすことができないものであると考えております。アンケートの実施について、いつ実施して支援施策に反映させるのかを記載されてはいかがでしょうか。</p>		
3	8ページ 第4具体的な取組み	<p>表題に「第4具体的な取組み」とあるのを「第4具体的な施策の取り組み」としてはいかがでしょうか。</p> <p>【理由】</p> <p>条例第8条第2項第2号には「犯罪被害等支援に関する具体的施策」とあることからそれに平仄を合わせるため。</p>	本項目においては、犯罪被害者支援の性質上、施策と事業を混在して記載しているため、表題は「第4具体的な取組み」といたします。	なし
4	8ページ 第4具体的な取組み 1相談及び情報の提供 (1)犯罪被害者等支援 総合窓口の設置	<p>【修正箇所】</p> <p>市民生活課安心・安全推進室を支援総合窓口とし、・・・一元化を図るとともに府内各部署及び各区役所との連携により・・・取り組みます。</p> <p>【理由】</p> <p>市民生活課安心・安全推進室を支援総合窓口とするのは当然と思いますが、犯罪被害者等が区役所に相談に訪れることも考えられます。その際に区役所の支援窓口を統一化しておく方が相談者及び区役所担当者も分かり易くかつ責任をもって対応でき、安全・安心推進室と連携をとれるものと考えます。また、市民は「府内各部署」とは本庁の部署のことなのか、各区役所も含まれているのかは分からぬと思ひます。したがいまして上記のように修正してはいかがでしょうか。</p>	市民にとってより分かりやすい表記とするため、「府内関係部署」という文言が記載されている箇所については「府内各部署（各区役所を含む）」と修正します。	あり

5	<p>8ページ 第4具体的な取組み 1相談及び情報の提供 (1)犯罪被害者等支援 総合窓口の設置</p> <p>【修正文】</p> <p>(1) 犯罪被害者等支援総合窓口の設置（市民生活課安心・安全推進室） ア) 総合窓口の設置 犯罪被害者等の相談は各窓口で受け付けるとともに、各種手続きについて迅速かつ適切に対応するため、市民生活課安心・安全推進室に総合的に対応できる総合窓口を設置し、その周知を図ります。 イ) 庁内連絡会議の開催及びワンストップサービスの実施 犯罪被害者等のニーズに応じた総合的な支援を効果的に推進するため、「犯罪被害者等支援にかかる庁内連絡会議」を定期的に開催し、犯罪被害者等支援施策に関する情報を共有するとともに、庁内各部署の連携を図り、ワンストップサービスを実施します。 ワ) 関係機関等との連携体制の確立 犯罪の捜査や法律・心理相談、付添支援など犯罪被害者の相談状況に応じたワンストップサービスを実施する為、新潟県警察本部警務部警務課犯罪被害者支援室や公益社団法人にいがた被害者支援センターなど様々な外部関係機関等との連携体制を確立し、一体となって支援を行います。</p> <p>【理由】 犯罪被害者等が相談に訪れた際に、相談を受ける窓口はどこになるのでしょうか。関係機関との連携によるワンストップサービスの体制はどの様になるのでしょうか。それをお分けで記載するように修正されてはいかがでしょうか。</p>	<p>ご指摘の内容につきましては「第3 計画の基本的な考え方 2 支援体制」に具体的に記載しておりますので、当箇所にて修正を行います。</p> <p>2 支援体制</p> <ul style="list-style-type: none"> • • <p>○犯罪被害者等支援総合窓口の設置 犯罪被害者等の相談は各窓口で受け付けるとともに、各種手続きについて迅速かつ適切に対応するため、市民生活課安心・安全推進室に犯罪被害者等支援総合窓口を設置し、窓口の一元化を図っています（平成24年度から設置）。</p> <ul style="list-style-type: none"> • • <p>○関係機関等との連携体制の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> • • <p>府外との連携 犯罪被害者等の相談状況に応じたワンストップサービスを実施するため、・・・適切な支援に努めます。</p>	あり
6	<p>9ページ 第4具体的な取組み 2心身に受けた被害 及び影響からの回復 (1)カウンセリング費用の助成</p> <p>【修正箇所】 新潟市犯罪被害者等助成金交付要綱（35ページ） （助成の申請） 添付書類 住民票の写し（マイナンバーカード可）</p> <p>【理由】 第6条添付書類に(1)住民票の写しが添付書類となっていますが、住民票の代わりにマイナンバーカードの写しは該当しませんでしょうか。該当するとすれば上記のとおり修正してはいかがでしょうか。</p>	<p>本パブリックコメントでは要綱に対する意見は対象となりませんが、本助成金は犯罪被害者等見舞金に従い、原則住民票の写しまたは戸籍の附票の添付をお願いしています。</p> <p>現在、マイナンバーカードの写しは添付書類として想定されていませんが、マイナンバーカードの写しを対象とすることは、犯罪被害者等にとって負担の少ない手続きとなることが思慮されるため今後検討して参ります。</p>	なし

	10 ページ 第4具体的な取組み 2心身に受けた被害及び影響からの回復 (3)身体障がい者手帳・精神障がい者保健福祉手帳の交付	本文に「障がい者手帳を所持している方」とあるのを「犯罪等により障がいの状態になり障がい者手帳を交付された方」としてはいかがでしょうか。 【理由】 当該箇所の前後(2)、(4)も同様の表現となっていることからそれに平仄を合わせるため	ご指摘の通り記載を修正します。	あり
7	11 ページ 第4具体的な取組み 3日常生活の支援及び配慮	条例第15条には「家事又は介護を行う者の派遣」を講ずるものとするとあることから、別項として「犯罪等の被害により日常行うことが一時的に困難となった買い物や掃除などの生活支援をするため(公社)にいがた被害者支援センターにその業務を委託することで支援を行います。」と加えてはいかがでしょうか。 【理由】 既に(公社)にいがた被害者支援センターにおいて支援活動としての実績があり、現時点において同所を通じて支援を行うことが相当であると考えられるため	本計画には、現在実施している施策のみ記載しております。日常生活支援の対象拡充に向けて、いただいたご意見を参考に、(公社)にいがた被害者支援センターはじめとした関係団体及び府内関係課との協議を行って参ります。	なし
8	11 ページ 第4具体的な取組み 3日常生活の支援及び配慮 (1)一時保育サービスの提供 (3)子育て短期支援サービスの提供	【確認事項と修正箇所】 (1)一時保育 犯罪等の被害に・・・一時預かりを引き受けます。(ただし、費用が発生する場合があります。) (3)子育て短期支援 保護者の方が・・・(ひと月7日まで)(ただし、費用が発生する場合があります。) 一時預かり又は預かり(宿泊を伴う)と説明されていますが、この場合に費用が発生するのでしょうか。発生するすれば、説明の後尾に(ただし、費用が発生する場合があります。)と記載してはいかがでしょうか。	両事業とも原則利用料金が発生しますが、一時保育は生活保護世帯及び市民税非課税世帯は無料(飲食料費はかかる)、子育て短期支援は生活保護世帯が無料(市民税非課税世帯は減額)となります。 よって、ご指摘の通り修正を行うとともに、(4)ひとり親家庭等に対する日常生活支援についても生活保護世帯及び市民税非課税世帯は無料(児童扶養手当受給世帯は減額)であることから同様に修正を行います。	あり

10	<p>11 ページ 第4具体的な取組み 3日常生活の支援及び配慮 (4)ひとり親家庭等に対する日常生活支援</p>	<p>【修正箇所】 (4)犯罪被害者等に対する日常生活支援 犯罪被害者等が、一時的に・・・、家庭生活支援員を派遣します。</p> <p>【理由】 第 15 条「日常生活支援及び配慮」の条文には犯罪被害者等が安心して日常生活を営むことができるようするため・・・と規定されています。本推進計画案の(1),(2),(3),(4)ではひとり親のみの支援と取られかねません。犯罪被害者等は必ずしもひとり親とは限らないのは自明の理であります。特に(4)のひとり親家庭等の箇所を修正のとおりとすれば、犯罪被害者等すべからく支援対象になると読むことができますがいかがでしょうか。</p>	<p>ご指摘の通り、現状の日常生活支援施策では対象がひとり親家庭のみとなっています。本計画には、現在実施している施策のみ記載しておりますが、今後事業化について関係課と協議して参ります。</p>	なし
11	<p>11 ページ 第4具体的な取組み 3日常生活の支援及び配慮</p>	<p>【修正箇所】 (5)高齢者・障がい者に対する日常生活支援[高齢者支援課・障がい福祉課・地域包括ケア推進課] 高齢者・障がい者世帯で犯罪等の被害で保護者が入院するなどにより、日常の生活ができない場合に高齢被害者等への支援、地域包括ケアシステム等に基づく支援等を行います。</p> <p>【理由】 11 ページの日常生活の支援及び配慮(1)~(4)には高齢者世帯・障がい者世帯の事には触れていないと認められます。犯罪被害者等世帯には高齢者や障がい者も同居している場合があると思います。これらの世帯にも(1)~(4)同様の支援の手を差し伸べる必要があると思います。具体的取組に上記(5)を加えてはいかがでしょうか。</p>	<p>ご指摘の通り、高齢者及び障がい者に対しても状況に応じた日常生活支援が行われる必要があります。 各サービスにおいて様々な条件等があることから施策として記載はいたしませんが、9ページ記載の各区健康福祉課での「福祉に関する総合的な相談」のうえ、対象者の状況に応じた支援を行います。 なお、高齢者・障がい者に対する日常生活支援については関係課と引き続き協議して参ります。</p>	なし

12	12 ページ 第4具体的な取組み 5居住の安定 (1) 市営住宅の抽選倍率の優遇	<p>【修正箇所】</p> <p>市営住宅の優遇措置</p> <p>犯罪等の被害により従前の住宅への居住が困難となった犯罪被害者等に対して、新潟市市営住宅条例第6条（公募の例外）の規定により市営住宅入居における優遇措置の取り扱いを行います。</p> <p>【理由】</p> <p>新潟市市営住宅条例では、災害による住宅の損失の場合は抽選ではなく公募の例外として入居できる規定になっています。犯罪被害者等も被災者と変わらず切迫した状況下にあるものと思います。犯罪被害者等の居住の安定を図れるよう新潟市市営住宅条例を下記のとおり改正し、推進計画の説明を上記のとおり修正してはいかがでしょうか。</p>	<p>市営住宅の入居における「特別の配慮」については、抽選会の当選確率を上げるため、犯罪被害者等の方は抽選札を2枚配布し、DVの被害者の方は抽選札を3枚配布する抽選優遇措置となります。</p> <p>また、早急に住戸を必要とする方には、申込先着順で入居可能な常時募集・特別募集も取り扱っております。ご意見について計画の記載への反映はできませんが、今後、関係課と協議を進めてまいります。</p>	なし
13	12 ページ 第4具体的な取組み 5居住の安定 (2) 市営住宅の抽選倍率の優遇	<p>本文に「当選確率を2倍とする優先的な取り扱い」と「当選倍率を3倍とする優先的な取り扱い」とそれであるのをいすれも公募の例外として入居を可能にする方策にはできないでしょうか。なお、仮に施策案の考え方を維持する場合においても「当選確率」と「当選倍率」の用例はいすれかに統一すべきと考えます。</p> <p>【理由】</p> <p>新潟市営住宅条例第5条においては入居者の公募を原則としていることから優遇策も公募を前提としていることは理解できるところですが、その一方において、犯罪被害者等にとって自宅が放火事件で焼失したり、凄惨な殺人現場となった場合にそこに居住を求めるることは極めて困難であり、被害後早急に居住の安定確保の必要に迫られている状況にあることも十分考えられることです。</p> <p>仮に施策案のとおりであるとすると、常時実施されるわけではない入居抽選時期を待った上でさらにその抽選倍率も2倍あるいは3倍程度の優遇では保護に欠けるものと考えられ、結果として条例第17条の目指す内容には至らないことが見込まれます。そうであれば、むしろ新潟市営住宅条例6条に定める市長による例外措置として「災害による住宅の滅失」に該当するとして入居を認めることも解釈上は可能ではないかと考えられます。</p>	<p>市営住宅の入居における「特別の配慮」については、抽選会の当選確率を上げるため、犯罪被害者等の方は抽選札を2枚配布し、DVの被害者の方は抽選札を3枚配布する抽選優遇措置となります。</p> <p>また、早急に住戸を必要とする方には、申込先着順で入居可能な常時募集・特別募集も取り扱っております。ご意見について計画の記載への反映はできませんが、今後、関係課と協議を進めてまいります。</p> <p>なお、「当選確率」と「当選倍率」の用例につきましては、「当選確率」に統一し、説明文を下記の通り修正します。</p> <p>犯罪等の被害により・・・に対して、抽選会における当選確率を上げる優遇措置として、抽選札を2枚配布し、優先的な取り扱いを行います。</p> <p>また、配偶者・・・対しては、抽選札を3枚配布し、優先的な取り扱いを行います。</p>	あり

14	12 ページ 第4具体的な取組み 5居住の安定 (2)転居費用の助成	新潟市犯罪被害者等助成金交付要綱（36 ページ） 添付書類 (1)住民票の写し（マイナンバーカード可） 【理由】 第6条添付書類に(1)住民票の写しが添付種類となっていますが、住民票の代わりにマイナンバーカードの写しは該当しませんでしょうか。該当するとすれば上記のとおり修正してはいかがでしょうか。	本パブリックコメントでは要綱に対する意見は対象となりませんが、本助成金は犯罪被害者等見舞金に従い、原則住民票の写しまたは戸籍の附票の添付をお願いしています。 現在、マイナンバーカードの写しは添付書類として想定されていませんが、マイナンバーカードの写しを対象とすることは、犯罪被害者等にとって負担の少ない手続きとなることが思慮されるため今後検討して参ります。	なし
15	14 ページ 第4具体的な取組み 7経済的負担の軽減 (1)犯罪被害者等見舞金の支給	【確認事項】 見舞金の受給は、生活保護費受給者の場合に収入とみなされ、生活保護費支給に反映し減額となるのでしょうか。犯罪被害者等は多くは生活困窮者が多いと認められます。(8)生活保護制度とも絡んでいますが、収入とみなさないことはできないでしょうか。	見舞金については、自立更生を目的として恵与される金銭に該当するものと考えられ、かかる金銭のうち、実際に自立更生のための用途にあてられる額を収入として認定しない取扱いとなります。 取扱いの詳細につきましては、担当のケースワーカーまでご相談ください。	なし
16	14 ページ 第4具体的な取組み 7経済的負担の軽減 (3)交通遺児等激励事業	【修正箇所】 交通遺児等支援事業 交通事故により・・・対象として、支援金の支給や研修旅行などを実施します。 【理由】 新潟市の交通遺児等支援事業に関するホームページでは交通遺児等激励事業ではなく交通遺児等支援事業と表記されています。また、文中に奨励金という文言は使用されていません。激励金と表記されていますが、奨励金、激励金の双方とも如何にも学問しなさいという感覚が強く感じられます。交通遺児等支援事業という標題からも支援金の文言が相当と思います。 したがいまして上記のとおり修正してはいかがでしょうか。（ホームページにつきましても修正が可能であればお願い致します。）	事業名については、市ホームページの表記に合わせ、ご指摘の通り修正します。 また、「激励金の支給」という記載については他市でも使用される全国的な表記であり、市民にとって分かりやすい文言であると考えこのようない記載とした。 本計画では「激励金の支給」といたしますが、ご意見について本事業の実施主体である新潟市交通対策協議会に共有のうえ、名称の変更について検討いただきます。	あり

17	<p>14 ページ 第4具体的な取組み 7 経済的負担の軽減 (4) 国民健康保険料の 減免</p>	<p>本文に「障がい者手帳の交付を受けている場合」及び「地方税法上の寡婦・ひとり親に該当する場合」とあるのをそれぞれ「犯罪等により障がいの状態になり障がい者手帳の交付を受けている場合」、「犯罪等により地方税法上の寡婦・ひとり親に該当する場合」としてはいかがでしょうか。</p> <p>【理由】 当該箇所の前後（3）、（5）も同様の表現となっていることからそれに平仄を合わせるため</p>	<p>下記の通り記載を修正します。</p> <p>ア) 国民健康保険料の障がい者免除 国民健康保険加入世帯で、犯罪等により障がいの状態になり障がい者手帳の交付を受けている場合、・・・を実施します。</p> <p>イ) 国民健康保険料の寡婦・ひとり親減免 国民健康保険加入世帯で、犯罪等の被害により地方税法上の寡婦・ひとり親に該当する状態となった場合、・・・を実施します。</p>	あり
18	<p>17 ページ 第4具体的な取組み 9 教育活動の推進</p>	<p>16 ページ最下段に学校等における命の大切さや人権教育に関して、次の施策に取り組みます。 17 ページに学校における啓発活動の項目に学校における教育活動を推進します。と記載されています。 新潟市内の中学校、高等学校において命の教室や人権教育を実践されていると思いますが、中学校の命の教室の開催状況について、過去数年は市立木戸中学校のみが実践している状況かと思います。市内中学校で実践されたのはわずか60校分の1であります。当支援推進計画案で「推進します。」と表記されていますが、表記のとおり推進されるのかどうか甚だ疑問に感じます。命の教室や人権教育は欠くべからざる教育であります。新型コロナウイルスや学校のカリキュラムの関係もあるうかと思いますが、今一度、市内の中学校、高等学校及び教育委員会等教育に携わる関係部署の方々に命の教室や人権教育の実践回数を増やすなど、命の大切さを浸透させていただきたくお願い致します。</p>	<p>「命の大切さを学ぶ教室」は県・県警の事業であり、本市も県、県警及び市教育委員会との調整を行いながら事業を進めております。 よって、本市の事業ではないことから記載はいたしませんが、市内での開催回数の増加に向けて、県、県警及び市教育委員会と引き続き調整を行ってまいります。</p>	なし

	17ページ 第4具体的な取組み 9 教育活動の推進 学校における啓発活動	<p>【修正文】</p> <p>ア) リーフレットの配布等 犯罪被害者等支援についてのリーフレットの配布や教材の活用などにより、学校における教育活動を推進します。</p> <p>イ) 命の教室の開催 犯罪被害者やそのご家族の生の話を聴き、被害者等が犯罪から受けた様々な「痛み」や亡くなった家族に対する「思い」を感じることで、「いのちの大切さ」や「自分も周囲の人も大切に思う気持ち」を育み、自らも加害者にならないという規範意識の向上を図ることを目的として市内の小、中学校において、命の教室を開催します。</p> <p>【理由】 犯罪は、「いのち」や「健康」など、その人や周囲の人達にとってかけがえのない大切なものを一瞬にして奪い去ります。命の大切さや個人としての尊厳を重んじる心を育むためにも「命の教室」の開催をお願いいたします。</p>	<p>「命の大切さを学ぶ教室」は県・県警の事業であり、本市も県、県警及び市教育委員会との調整を行いながら事業を進めております。 よって、本市の事業ではないことから記載はいたしませんが、市内での開催回数の増加に向けて、県、県警及び市教育委員会と引き続き調整を行ってまいります。</p>	なし
20	17ページ 第4具体的な取組み 9 教育活動の推進 学校における啓発活動	<p>本文に続いて「また、犯罪被害者等支援に実際に関わっている弁護士、臨床心理士、民間支援団体関係者等を学校に講師として派遣し、授業や講演を通じての啓発によっても教育活動を推進します。」と加えてはいかがでしょうか。</p> <p>【理由】 リーフレット配布や教材活用に加えて実際の関係者からの授業等を通じて教職員も含めた学生生徒に対する教育活動に有用であると考えられるため</p>	<p>教育活動の推進につきましては、いただいたご意見を参考に、市教育委員会等と拡充に向けた検討を行って参ります。</p>	なし
21	17ページ 第4具体的な取組み 10 人材の育成 庁内関係部署職員に対する研修の実施	<p>本文に「定期的な研修会を開催」とあるのを「定期的な研修会を少なくとも年1回以上開催」としてはいかがでしょうか。</p> <p>【理由】 庁内の各支援業務に従事される担当職員の方々は人事異動により定期的に他部署に転出され、あらたに未経験の職員が毎年配置されることが見込まれることから、研修会の開催頻度を明確にし、関係職員全てにおいて情報及び知識の習得に万全を期すことが求められるため</p>	<p>関係職員全てにおいて情報及び知識の習得に万全を期すことが求められるため、下記の通り修正します。</p> <p>犯罪被害者等支援施策については、・・・各支援業務に従事する担当職員を対象として研修会を年1回以上開催し、・・・に取り組みます。</p>	あり

22	<p>17ページ 第4具体的な取組み 11 民間支援団体に対する支援</p>	<p>【修正文】</p> <p>ア)自助グループ活動の支援【市民生活課安心・安全推進室】 犯罪被害者等が定期的に・・・・・・・・(公社)にいがた被害者支援センターにその開催運営を委託することで支援を行います。</p> <p>イ)犯罪被害者等支援に関する財政上の措置 民間支援団体と連携して行う、犯罪被害者等支援に関するリーフレットの作成・配布、犯罪発生時における生活支援や付添等の支援、命の教室への講師派遣などについて財政上の措置を講じます。</p> <p>【理由】 犯罪被害者等の多様なニーズに応え、必要な支援を途切れることなくかつ物理的・精神的な負担を軽減して適切に行うには、関係機関との連携によるワンストップ体制の構築が喫緊の課題と考えます。 また、被害者等の支援を醸成する地域社会の実現に向けた広報啓発活動等の取組は、長期にわたって行われる必要があり、民間支援団体が行う役務費も多大なものになると思われます。被害者支援自動販売機の設置や被害者支援ホンデリング等を含め、是非とも財政上の措置のご検討をお願いいたします。</p>	<p>犯罪被害者等支援を適切かつ効果的に行う上で、専門的知識や経験豊富な民間支援団体による支援活動が不可欠です。 本計画には、現在実施している「自助グループの支援」のみ記載しておりますが、今後いただいたご意見を参考に財政上の措置について協議して参ります。</p>	なし
23	<p>17ページ 第4具体的な取組み 11 民間支援団体に対する支援</p>	<p>本文小見出し全文を「民間支援団体である(公社)にいがた被害者支援センターにおける活動に対する各種支援【市民生活課安心・安全推進室、財務企画課、財務課】」とし、本文全文を「民間支援団体である(公社)にいがた被害者支援センターに対し定期的な補助金の支給等を実施することによりその継続的な運営を通じて犯罪被害者支援を推進することができるよう支援を行います。」としてはいかがでしょうか。 この場合において、現在新潟市犯罪被害者等支援にかかる府内連絡会議構成員とはなっていない財務部財務企画課及び同部財務課の各所属長にも御参加いただき、各担当分野において積極的に関与いただけるスキームを構築することはできないでしょうか。</p>	<p>犯罪被害者等支援を適切かつ効果的に行う上で、専門的知識や経験豊富な民間支援団体による支援活動が不可欠です。 本計画には、現在実施している「自助グループの支援」のみ記載しておりますが、今後いただいたご意見を参考に財政上の措置について協議して参ります。</p>	なし

なお、仮に施策案の考え方を維持する場合においても「(公社)にいがた被害者支援センターにおいて開催されている、犯罪被害者等が定期的に集まり話し合うことにより問題の解決や克服につながることを目的とした自助グループの活動について、その開催運営に対して財政的支援を行います。」としてはいかがでしょうか。

【理由】

条例第23条が民間支援団体に対する市の支援策のひとつとして「財政上の措置」を定めていることから、民間支援団体である(公社)にいがた被害者支援センターが適切かつ効果的に犯罪被害者等支援が推進することができるようその補助に必要な予算案の作成及び市議会への提案を経てその執行を図る一連の手続き全てに関与することが求められており、現在同センターが主体となって実施している一部の支援活動を記載することではなく、より大局的な観点から条例記載の具体的施策について記載することが相当であると考えられるため